

TOICA加盟店規約

本規約は、TOICA加盟店が、利用者との取引代金の決済に関してTOICA電子マネーを利用する場合の、TOICA加盟店と当社との間の契約関係につき定めるものです。

第1条(総則)
本契約は、TOICA加盟店が、利用者との取引代金の決済に関してTOICA電子マネーを利用する場合の、TOICA加盟店と当社との間の契約関係につき定めるものです。

第2条(用語の定義)
本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。
1.「TOICA加盟店」とは、JＲ東海が特定した、東京旅客鉄道株式会社(以下「JＲ東海」という)がTOICA電子マネー取引に係る加盟店として指定した店舗等であって、本規約を承認のうえ、当社に加盟申請し、また、当社が承認した者をいいます。
2.「TOICA電子マネー」とは、発行者がICカード等に記録される金額に相当する対価を得て、発行者の定める方法でICカード等に記録した金銭的価値をいいます。
3.「ICカード等」とは、利用者がTOICA電子マネーを保管・利用するための、ICチップを内蔵する別表第1号のサービスの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。

第3条(発行者)とは、JＲ東海をいいます。
第4条(利用者)とは、JＲ東海が別に定める「TOICA電子マネー取扱約款」、または発行者以外の者が定める他社発行電子マネーに関する取扱規則に同意し、電子マネーを利用する者をいいます。
第5条(チャージ)とは、発行者の定める方法でICカード等にTOICA電子マネーを積み増しすることをいいます。
第6条(TOICA端末)とは、JＲ東海が別に定める仕様を合致し、TOICA電子マネーおよび他社発行電子マネーの読取り、引取りおよびJＲ東海が特に認めた場合は書き込みをすることができる機器(リーダ・ライター)(以下「端末」という)で、当社からTOICA加盟店に、設置および利用が許され、かつTOICA加盟店がTOICA電子マネーに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいいます。
第7条(移転)とは、ネットワーク、TOICA端末等を媒介することにより、情報記録媒体に記録されている一定額金銭的価値を引取り、発行者の電子計算機、ICカード等またはTOICA端末に同額の金銭的価値が積み増されることをいいます。
第8条(電子マネー取引)とは、利用者によるTOICA加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務(以下「商品等」という)を購入しまたは提供を受ける際に、金銭等に換えてTOICA電子マネーまたは他社発行電子マネーをTOICA加盟店のTOICA端末に転移して商品等の代金を支払う取引をいいます。
第9条(偽造)とは、JＲ東海が承認を受けていない複製等により、TOICA電子マネーと同様または類似の機能を持つ電子の情報を作成するものとします。
第10条(変造)とは、JＲ東海が承認を受けていないTOICA電子マネーに変更を加え、元のTOICA電子マネーと内容が異なり、かつTOICA電子マネーと同様または類似の機能を有する電子の情報を作成することをいいます。
第11条(他社発行電子マネー)とは、発行者以外の者でJＲ東海が別に指定する者が情報記録媒体に記録される金額に相当する対価を得て、当該情報記録媒体に記録した金銭的価値をいいます。

第12条(電子情報の送受信)
1.TOICA加盟店は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より移転されたTOICA電子マネーおよびこれに付随する情報を、当社の定める通信手段・手順等によりTOICAサーバ(以下「中継サーバ」という)に移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとします。
2.前項の通信にかかわる費用は、TOICA加盟店の負担とします。
第13条(電子マネー取引の精算、取扱手数料)
1.当社は、TOICA加盟店に対し、本案に定める方法により、TOICA加盟店が、本契約に従って利用者によりTOICA電子マネーを利用させることにより取得する電子マネー取引による売上金額相当の精算金を支払うものとします。
2.TOICA加盟店は取扱手数料(利用者との取引代金の決済において電子マネー取引のシステムを介して支払いとして、TOICA電子マネーの利用による売上金額を合計した金額に、TOICA加盟店・当社間で合意した手数料率を乗じ、円未満を切捨てた金額を利用するものとする)。
3.当社のTOICA加盟店に対する第1項の支払いは、当月1日より15日取引分(以下「15日締切日」、当月16日より末日取引分を当月末日締切日として当社に届出した当該電子マネーの利用による売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額(以下「電子マネー取引精算金」という)を、15日締切日当日の当月末日に、末日が締切日の場合は翌月15日TOICA加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日の金融機関休業日の場合は翌営業日、月末が金融機関休業日の場合は前営業日を支払日とします。振込にかかる手数料は、当社の負担とします。
4.当社のTOICA加盟店に対する電子マネー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した所定の会社が支払引きを要するものとします。
5.TOICA加盟店は、当社から支払通知書が送付された際には、その記載内容を確認するものとし、それと異議がある場合、支払通知書が送付された日から30日以内に当社に申し出るものとします。ただし、支払通知書が送付された日から30日以内に出し出がない場合には、当社はTOICA加盟店が支払通知書の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとします。
6.前項の規定にかかわらず、TOICA加盟店に故意または過失がある場合を除き、TOICA加盟店のTOICA端末から当社TOICA電子マネーの移転がなされなかった場合で、かつ当社においてTOICA加盟店のTOICA端末に保存されていた記録により当該TOICA電子マネーの金額を確認できた場合には、当社はTOICA加盟店に対し、当該確認ができなかった金額に関する手数料を電子マネー取引精算金として支払いを行うものとします。
7.当社にTOICA加盟店に対する手数料引外しの請求代金がある場合には、当社は第3項より支払う代金を当該代金を差し引けるものとします。また、TOICA加盟店から当社へ第3項より支払う代金以外の請求代金がある場合には、当社は第3項より支払う代金と合わせて支払うことができるものとします。
8.前項の場合、当社がTOICA加盟店に支払通知書を送付している場合には、当社はこの支払通知書に前項記載の取扱いを記載するものとします。

第14条(偽造および変造された電子情報の取扱い等)
1.TOICA加盟店は、TOICA端末に記録された電子情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できるICカード等その他ICカード等の有効性が明らかに疑わしいICカード等を提示された場合には、当社の指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子の情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとします。
2.TOICA加盟店が前項に違反して取引を行った場合、TOICA加盟店は当社に対し当該取引にかかわる売上金額に对应する電子マネー取引精算金の支払いを請求することができるものとします。
3.TOICA加盟店が本条第1項に規定する内容を本契約上の義務を遵守した場合には、当社はTOICA加盟店に対し、当社が確認するところの金額を限度として、偽造または変造された電子情報の取扱いについて金銭による補償を行うものとします。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この取扱いはいずれもとします。
(1)TOICA加盟店または、TOICA加盟店の従業員その他TOICA加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした場合
(2)TOICA加盟店が当該電子情報の移転を受けた際には、当該電子情報の情報が偽造または変造されたものであることを知っていた場合。またはTOICA加盟店が重大な過失により当該電子情報の偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合
4.紛失・盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子情報の情報による売上などが発生した場合、当社がTOICA加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を行った時には、TOICA加盟店は誠実に協力するものとします。またTOICA加盟店は、当社から指示があった場合もしくはTOICA加盟店が必要と判断した場合には、TOICA加盟店またはTOICA加盟店の店舗等のある地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第15条(返品等の取扱い)
TOICA加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他の理由により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該電子マネー取引による売上金額相当の全金を現金で払い戻すものとします。この場合であっても、TOICA加盟店は当社に対して第13条第2項に基づく取扱手数料を支払うものとします。ただし、当社が指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、TOICA電子マネーをTOICA端末から当該取引に使用したICカード等に移転することにより払い戻しがされるものとします。

第16条(電子マネー取引精算金の支払いの取消しおよび留保)
1.次の各号のいずれかの場合に該当する場合、当社はTOICA加盟店に対し、当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、本項(2)に該当する場合で、当社が当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。
(1)TOICA加盟店から当社へ移転されたTOICA電子マネーが正当なものでい時
(2)TOICA加盟店が、第12条第1項に基づく移転、送信および受信を行わなかった場合
(3)TOICA加盟店が、第8条および第8条の2)に違反して電子マネー取引を行った時
(4)TOICA加盟店が、第9条第2項(3)に違反して電子マネー取引を行った時
(5)TOICA加盟店が、第11条に違反して電子マネー取引を行った時
(6)TOICA加盟店が、明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行った場合
(7)その他TOICA加盟店が本契約に違反した時
2.当社が、TOICA加盟店に対し前項に該当する電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、TOICA加盟店は直ちに当社に指定する方法により当社に対し当該電子マネー取引精算金を返還するものとします。なお、TOICA加盟店が当該電子マネー取引精算金を返還しない場合には、当社は次回以降支払ひとなるTOICA加盟店に対する電子マネー取引精算金から当該電子マネー取引精算金を差し引くことができるものとします。
3.当社が、第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があるとした場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを保留することができるものとし、当社は当該保留期間中の遅延損害金の支払いを負わないものとします。
4.前項の調査開始より30日を過ぎても、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性があると当社が認めると場合には、当社は当該電子マネー取引精算金の支払い義務を負わないものとする。なおこの場合において、TOICA加盟店および当社には調査を続けることができるものとする。
5.前項後段の規定により引き続き調査を行った時で、当該調査が完了し、当社が当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社は当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金を支払うものとします。

第17条(差押の場合の処理)
電子マネー取引精算金の差押、滞納処分等があった場合、当社は当該電子マネー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。
第18条(情報の収集および利用等)
1.TOICA加盟店およびその代表者または当社にTOICA加盟店契約の申し込みをした個人・法人・団体およびその代表者(以下、併せてTOICA加盟店等)というは、当社が本項(1)に定めるTOICA加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む当社とTOICA加盟店等との間の加盟申し込み審査および加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の①②③④⑤⑥⑦のTOICA加盟店等の情報(代表者の個人情報を含む。以下「加盟情報」という)を収集・利用すること。
①TOICA加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等
TOICA加盟店等が加盟申し込み時および変更届けに届出した事項
②加盟申込日、加盟承諾日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等のTOICA加盟店等と当社の取引に関する事項
③TOICA加盟店の電子マネー取引等の取扱い状況
④当社が収集したTOICA加盟店等のクレジット利用履歴
⑤TOICA加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した登録簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
(2)以下の目的のために、前号①②③④の加盟店情報を利用すること。ただし、TOICA加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社の指定するお問合せ窓口へ連絡するものとします。)
①当社が本契約に基づいて行う業務
②宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
③当社のクレジットカード事業その他当社の事業(当社が定款記載の事業をいう)
における新商品、新機能、新サービス等の開発
(3)本契約に基づいて行う業務を業務代行者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2.TOICA加盟店等は、発行者が行う加盟申し込み審査、加盟後の管理等取引上の判断、および発行者がTOICA電子マネーの利用促進に関わる業務に利用するために、当社が発行者に対して本条第1項(①)②③(ただし、①のうち代表者の氏名等個人情報を除く)記載の加盟店情報を提供することに同意します。

第19条(加盟店情報の開示、訂正、削除)
1.TOICA加盟店は、当社に対して、当社が保有するTOICA加盟店に関する情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
(1)当社への開示請求:当社お問合せ窓口へ
2.登録内容が不正または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
第20条(加盟店情報の取扱いに関する不同意)
当社は、TOICA加盟店が加盟申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第18条及び第19条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや、解約の手続きをとることができます。なお、第18条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

第21条(JＲ東海による審査等)
1.当社が当社にてTOICA加盟店契約の申込みをした者(以下「申込者」という)とTOICA加盟店と希望する第三者に委託することができます。
2.JＲ東海が、TOICA加盟店の加盟申し込みと連動して取り扱うことを不適当と認め、当社に対して拒否する旨の通知をした場合には、当社は、当社所定の方法でその旨を当該TOICA加盟店に通知するものとします。この場合には、当該TOICA加盟店は拒否理由の開示を求めることができないものとします。
第22条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)
1.当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みをした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2.当社は、加盟店契約終了後も第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める

所定の期間加盟店情報および加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。
第23条(TOICA電子マネー取引に関する情報等の機密保持)
1.TOICA加盟店は、本契約に基づいて知り得た電子マネー取引に付帯する情報、TOICA端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(TOICA固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の機密を他に漏洩してはならないこと、及び紛失してはならないものとします。
2.TOICA加盟店は前項の情報(第三者に漏洩すること、及び紛失することがないよう)に、社内規定の整備、従業員への教育等を含む安全管理に関する重要な一切の措置をとるものとします。
3.TOICA加盟店の責に帰すべき事由により、当社に電子マネー取引に付帯する情報、TOICA端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(TOICA固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の機密に関する漏洩事故、紛失事故等による損害が発生した場合には、当社はTOICA加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
4.本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合、またはそのおそれがあると思われる場合、TOICA加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が電子マネー取引の停止等の措置を講じることを了承するものとします。
5.TOICA加盟店は、本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとします。なお、TOICA加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
6.本条第1項ないし第5項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第24条(反社会勢力との取引)
1.TOICA加盟店は、役員、従業員、親会社及び子会社等との関連会社(役員・従業員を含む)が、以下に該当しないことを保証するものとします。
①暴力団及びその構成員、準構成員
②暴力団関係企業及びその役員、従業員
③企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人(総会屋等)
④社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及びその構成員
⑤その他善意的な要求行為または法的責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人
2.TOICA加盟店が前項に定める規定に違反している場合、またはそのおそれがあると思われる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、または電子マネー取引の停止、第13条第3項の違反を留保する等本契約の履行を保障することができるものとします。
3.TOICA加盟店は、本条第1項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。

第25条(取扱期間)
本契約の有効期間は、1年とします。ただし、TOICA加盟店または当社が期間満了3ヶ月前までにTOICA加盟店・当社いづれか一方から、相手方に対して書面による別段の意思表示がない場合は、本契約をさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第26条(解約)
1.TOICA加盟店または当社は、本契約の有効期間中、何時でも3ヶ月前までに書面をもって相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。
2.前項の規定に関わらず、当社は、直前1年間に電子マネー取引を行っていないTOICA加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。

第27条(契約解除)
次の各号のいずれかの事由が発生した場合、当社はTOICA加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害をTOICA加盟店は賠償するものとします。
(1)第4条に反して費用負担を支払わなかった時
(2)当社に届け出ている内容に虚偽の申請があった時及び届出を行わなかった時
(3)TOICA加盟店が、他のTOICA加盟店の電子マネー取引精算金に関する債権を買取って、または他のTOICA加盟店に代って、当社に電子マネー取引精算金の支払い請求をした時
(4)TOICA加盟店が、第16条第2項に基づく電子マネー取引精算金の返還を怠った時
(5)TOICA加盟店が、第23条第1項または第2項に違反した時
(6)TOICA加盟店または、TOICA加盟店の従業員その他TOICA加盟店の業務を行う者が第3条第9項の規定に違反した時
(7)TOICA加盟店が、前6号のほか本契約の各条の一に違反した時
(8)TOICA加盟店が、自ら振り出した手形・小切手や不渡りになった時、およびその他支払い停止になった時
(9)TOICA加盟店が、差押・仮差押・仮差押解除の申し立てまたは滞納処分を受けた時、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けた時またはこれらの申し立てを自らした時、合併により解散した時
(10)第2号のほかTOICA加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断した時
(11)クレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、TOICA加盟店が信用販売制度または前払支払制度を導入し、かつ当社が判断した時
(12)TOICA加盟店が前項の加盟店等と店舗所在地を異にする時
(13)TOICA加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した時
(14)架空の売上債権にかかわる売上金額の支払い請求、その他TOICA加盟店が不正な行為を行ったとき当社が判断した時
(15)TOICA加盟店が当社が信用を失わせる行為を行ったとき当社が判断した時
(16)その他TOICA加盟店が加盟店として不適当と当社またはJＲ東海が判断した時

第28条(契約終了後の処理)
1.本契約が終了した場合、TOICA加盟店はその後利用者に対して電子マネー取引を行う一、切のTOICA電子マネーによる取扱いをしてはならないものとします。
2.第26条または第27条により本契約が終了した場合、契約終了までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、TOICA加盟店および当社は、当該電子マネー取引を本契約に従い取扱うものとします。ただし、TOICA加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。
3.TOICA加盟店は本契約が終了した場合には、直ちにTOICA加盟店の負担においてすべてのTOICA加盟店標識と取りはずし、当社がTOICA加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物(販売用票)の一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、TOICA端末に対しては、TOICA加盟店は当社の指示に従い返却するものとします。
第29条(本規約に定めのない事項等)
1.TOICA加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。
2.本契約の内容は、本契約締結以前にTOICA加盟店契約に関してTOICA加盟店および当社が締結した全ての契約に優先して適用されるものとします。

第30条(準拠法)
TOICA加盟店と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。
第31条(合意裁判所)
TOICA加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
第32条(規約の変更)
当社が本規約の変更内容を通知または公告した後においてTOICA加盟店が利用者に対し電子マネー取引を行った場合には、TOICA加盟店は新しい規約を承認したものとみなすものとします。

トヨタファイナンス株式会社
加盟店デスク 03-5617-2622

別表第1号(第2条) ICカード等に対する表示

第9条(差別的取扱いの禁止・協力義務)
1.TOICA加盟店は、本条第2項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求したり、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。
2.TOICA加盟店は、以下に定める内容の電子マネー取引を行わないものとします。
(1)公序良俗違反の取引
(2)法律上禁止された商品等の提供
(3)有価証券および金券の取扱い
(4)その他当社が不適当と判断する取引
3.TOICA加盟店は、当社から、利用者のTOICA電子マネー取引の使用状況などの調査の要請があった場合、これに応じるものとします。
4.TOICA加盟店は、利用者から電子マネー取引を受けた場合や、TOICA加盟店と利用者との間において紛争が生じた場合、または、利用関係やその他の行政機関等から本条第2項に違反する旨の指摘を受けた場合には、TOICA加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
5.TOICA加盟店と利用者との間で前項に定めトラブルが発生した場合、当社は、TOICA加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。なお、TOICA加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。
6.前項に基づく調査より、当社がTOICA加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、TOICA加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

第10条(商品等の引き渡し)
1.TOICA加盟店は、前条に定める電子マネー取引を行う店舗又は施設(以下「TOICA取扱店舗」という)について、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。当社は当該指定を承認した場合、TOICA加盟店番号を付与します。申請内容について変更を行う場合も同様とします。また、TOICA加盟店は、加盟店においてTOICA電子マネー取引を中止又は終了する場合、あらかじめ当社に所定の様式の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。
2.TOICA加盟店は、すべてのTOICA取扱店舗内外の利用者の見やすいところに当社所定のTOICA加盟店標識等を提示するものとします。
3.TOICA加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料の請求があった場合、遅滞なくその資料を提出するものとします。
4.TOICA加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、TOICA電子マネー及び他社発行電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、TOICA電子マネー取引の普及向上に協力するものとします。またTOICA加盟店は、当社よりTOICA電子マネーの利用促進施策およびこれにかかわる提示物設置等の要請を受けた時は、これに応じるものとします。
5.TOICA加盟店は、JＲ東海、当社およびその他の委託先が、TOICA電子マネーの利用促進のために、TOICA加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などにTOICA加盟店の名称、標章および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
6.TOICA加盟店は、電子マネー取引に関する情報、TOICA端末その他の付帯設備、及びTOICA加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これらを第三者に使用させてはならないものとします。
7.TOICA加盟店は電子マネー取引の運用にあたり関連諸法規を遵守するものとします。
8.TOICA加盟店は、TOICA電子マネー取扱約款の記載内容を承認し、これに従い利用者と電子マネー取引を行うものとします。
9.TOICA加盟店は、本契約に定める義務等をTOICA加盟店の従業員、その他TOICA加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
10.当社は、TOICA加盟店の従業員、その他TOICA加盟店の業務を行う者が、電子マネー取引に関連して行った行為は、すべてTOICA加盟店の行為とみなします。
11.TOICA加盟店が本契約及びTOICA電子マネー取扱約款又は他社発行電子マネー取引者向けの約款に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、TOICA加盟店はその一切の責任を負うものとします。
12.TOICA加盟店は、当社が電子マネー取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。
13.TOICA加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途JＲ東海が指定を得るものとします。

第4条(費用負担等)
TOICA加盟店は、TOICA加盟店標識、TOICA端末等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたTOICA加盟店標識およびTOICA端末等の代金は、TOICA加盟店または当社が本契約を解約または解除した場合にも返還されないものとします。

第5条(届出事項の変更)
1.TOICA加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・TOICA取扱店舗および振込指定金融機関口座、業種、販売方法その他所定の書面に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面により、当社の届出印を捺印のうえ届け出、当社の承認を得るものとします。
2.前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、振込金等が滞りまし、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時にTOICA加盟店に到着したものとみなす。

第6条(地位の譲渡等)
1.TOICA加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2.TOICA加盟店は、TOICA加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、貸付し又は一切の担保に供しないものとします。
3.当社は、本契約の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、TOICA加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条(業務の委託)
1.TOICA加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2.前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、TOICA加盟店は第三者に業務委託を行うことができます。
3.前項により当社が業務委託を承認した場合においても、TOICA加盟店は本契約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した業務代行者が業務委託に関連して当社または発行者に損害を与えた場合、TOICA加盟店は業務代行者と連帯して当社または発行者の損害を賠償するものとします。
4.TOICA加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとします。
5.当社は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を、TOICA加盟店の承諾を得ることなく業務代行者に委託することができるものとします。

第8条(TOICA電子マネー取引)
1.TOICA加盟店は、利用者からICカード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本契約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとします。
2.TOICA加盟店は、提示されたICカード等についてTOICA端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該ICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。
3.TOICA加盟店は、明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できるICカード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社の指定する連絡先と連絡するものとします。
4.TOICA電子マネー取引においては、利用者のICカード等からTOICA端末に、商品等の代金額に相当するTOICA電子マネーの移転が完了した時点で、移転したTOICA電子マネー相当分の利用者のTOICA加盟店に対する代金債務をJＲ東海が免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務をJＲ東海から免責的に引き受けるとします。
5.TOICA加盟店は、TOICA電子マネー取引を行うにあたっては、TOICA端末および当該端末を接続する機器により取引代金の入力、TOICA端末によるTOICA電子マネーの移転を行うものとします。この時TOICA加盟店は利用者に対し、取引代金およびTOICA電子マネーの残額の確認を求め、その承認を得るものとします。
6.TOICA加盟店は、1回のTOICA電子マネー取引を、2枚以上のICカード等で行うことはできないものとします。なお利用者等のICカード等のTOICA電子マネーの残額が取引代金に足りない場合は、当社が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとします。
7.TOICA加盟店は、システムの運用時、システムの過時時、またはシステムの保守修理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができなことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の喪失利益、機会損失等についてはいかなる場合においても当社が責任を負わないものとします。
8.TOICA加盟店がTOICA電子マネー取引の売上として利用者OICカード等から引去ることができるとTOICA電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のものと(ただし、本条第6項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く)、現金のまで替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、TOICA電子マネー取引に際し、TOICA電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すこともできないものとします。

第9条の2(他社発行電子マネー取引)
1.TOICA加盟店は、JＲ東海が指定した他者発行電子マネーを使った取引(以下「他社発行電子マネー取引」という)を希望する者(以下「他社発行電子マネー取引者」という)から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により他社発行電子マネー取引を求められた場合には、正当かつ適法に店舗等において他社発行電子マネー取引を行うものとします。
2.TOICA加盟店は、他社発行電子マネー取引者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には、他社発行電子マネーに係る他社発行電子マネー取引者向けの約款に従い、電子マネー取引を行うものとします。
3.TOICA加盟店は、他社発行電子マネー取引が行われた場合において、他社発行電子マネー取引者の情報記録媒体からTOICA端末に対し、商品等の代金に相当する他社発行電子マネーの移転が完了した時点で、他社発行電子マネーの発行者が他社発行電子マネー取引者のTOICA加盟店に対する代金債務を免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務を当該発行者から免責的に引き受けるものとします。
4.TOICA加盟店は、他社発行電子マネー取引、前項により当社が引き受けた代金債務の精算その他他社発行電子マネーの取扱いにつき、当社が別途指定した場合及び本規約に他社発行電子マネーに関する記載がある場合を除き、前条に定めるTOICA電子マネー取引、その他本規約の規定に準じてその取扱いを行うものとします。

第9条(差別的取扱いの禁止・協力義務)
1.TOICA加盟店は、本条第2項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求したり、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。
2.TOICA加盟店は、以下に定める内容の電子マネー取引を行わないものとします。
(1)公序良俗違反の取引
(2)法律上禁止された商品等の提供
(3)有価証券および金券の取扱い
(4)その他当社が不適当と判断する取引
3.TOICA加盟店は、当社から、利用者のTOICA電子マネー取引の使用状況などの調査の要請があった場合、これに応じるものとします。
4.TOICA加盟店は、利用者から電子マネー取引を受けた場合や、TOICA加盟店と利用者との間において紛争が生じた場合、または、利用関係やその他の行政機関等から本条第2項に違反する旨の指摘を受けた場合には、TOICA加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。
5.TOICA加盟店と利用者との間で前項に定められたトラブルが発生した場合、当社は、TOICA加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。なお、TOICA加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。
6.前項に基づく調査より、当社がTOICA加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、TOICA加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

第10条(商品等の引き渡し)
1.TOICA加盟店は、前条に定める電子マネー取引を行う店舗又は施設(以下「TOICA取扱店舗」という)について、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。当社は当該指定を承認した場合、TOICA加盟店番号を付与します。申請内容について変更を行う場合も同様とします。また、TOICA加盟店は、加盟店においてTOICA電子マネー取引を中止又は終了する場合、あらかじめ当社に所定の様式の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。
2.TOICA加盟店は、すべてのTOICA取扱店舗内外の利用者の見やすいところに当社所定のTOICA加盟店標識等を提示するものとします。
3.TOICA加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料の請求があった場合、遅滞なくその資料を提出するものとします。
4.TOICA加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、TOICA電子マネー及び他社発行電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、TOICA電子マネー取引の普及向上に協力するものとします。またTOICA加盟店は、当社よりTOICA電子マネーの利用促進施策およびこれにかかわる提示物設置等の要請を受けた時は、これに応じるものとします。